

妊娠葛藤・子の養育困難にある女性の 養子に出す意思決定プロセスと公的福祉 特別養子縁組で子を託す女性の語りから

白井千晶 *SHIRAI Chiaki*

- 1 — 背景と課題
- 2 — 養育困難を抱えている母親の現状
- 3 — 調査の概要
- 4 — 語りデータ報告と知見
- 5 — 考察
- 6 — 今後の課題

【要旨】 妊娠・出産した女性が養育困難である場合、子どもを養子とする（養子に出す）ことによって親権を終了する特別養子縁組という選択がある。本稿では、当事者が養子縁組を決めるまでの経緯を語った語りをもとに、どのような背景と意思決定があつて特別養子縁組で子どもの養育を託すことに決めたのかを分析する。データは筆者がおこなった15人の女性へのインタビューである。養子に出す意思決定に影響する要素は、①フォーマルな福祉へのアクセス、②インフォーマルな福祉へのアクセス、③自分が養育しないことを最善とみなす、④人工妊娠中絶の非選択、⑤養子縁組以外の選択肢の非選択、⑥若年である。公的福祉制度があつてもそれへのアクセスを拒否すること、アクセス不能である場合があること、養子に出す意思決定は複合的で、当事者性、プロセス性があることを提起した。

1 — 背景と課題

妊娠・出産しても子どもの養育が困難であること・困難が予期されることがある。そのような場合、妊娠・出産した女性は親きょうだいなどインフォーマルな援助を受けたり、政府や自治体の居住、就労、生活、児童福祉、経済的な福祉制度などフォーマルな福祉制度を利用したりして養育を継続する場合もあれば、人工的に妊娠を中絶する場合もある。児童虐待の防止等に関する法律によって厚生労働省に子ども虐待による死亡事例の検証が義務付けられ、『子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について』と題する報告書が公開されているが、検証が開始された2003年7月1日から2011年3月31日までの期間における児童虐待による死亡（心中を除く437人）のうち、0歳児は44.2%、0歳0ヶ月は全体の20.1%、出生当日（0歳0ヶ月0日）は全体の17.4%に及び、虐待死の2割は出生当日の嬰兒殺しであることがわかる。またこの日齢0日児の死亡では加害者は9割が実母、医療機関での出産は0件、76.3%が「望まない妊娠」に該当していると報告されている（社会

保障審議会 2012)。また、重大事犯¹⁾の女子少年のうち 43%は出産直後の実子の殺人・遺棄致死である(近藤 2008)。遺棄についてみると、全国児童相談所長会が全国の児童相談所を対象に実施した調査では(回収率 94.6%)、2007 年度～2009 年度に発生した遺棄・置き去りは 241 例(うち熊本県・慈恵病院「こうのとりのゆりかご」に遺棄・置き去り 50 人)だった(全国児童相談所長会 2011)。

このような社会的状況の中、妊娠・出産した女性が養育困難である場合、子どもを養子とする(養子に出す)ことによって親権を終了する特別養子縁組という選択もある²⁾。2011 年度の司法統計年報(家事編)によれば、国内の裁判所で特別養子縁組の審判の申し立てを受理したのは 425 件であった³⁾。

2——養育困難を抱えている母親の現状

(1) 養育困難を抱えている母親を取り巻く制度

養育困難を抱えている母親を取り巻く制度について概観しておく。児童福祉法第 6 条の 3 第 5 項では出産後の養育について出産前の支援が特に必要な妊婦を「特定妊婦」と定義している。前述の『子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について』を受けて 2011 年 7 月に厚生労働省(以下厚労省)は都道府県に対し「妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について」「妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健・医療・福祉の連携体制の整備について」を発出し、相談体制を整備するよう通知した。自治体では「妊娠の悩み相談」「妊娠ほっとライン」「妊娠 110 番」等の名称で相談窓口を置いている。

また厚労省は同年 10 月に「日本産婦人科医会が実施する『妊娠等について悩まれている方のための相談援助事業』について」を発出し、行政等関係機関が産婦人科医会相談事業と連携する根拠を与え、「安心こども基金」から補助を受けられるとしている(都道府県の相談窓口も同様)⁴⁾。日本産婦人科医会は「妊娠等の悩み相談援助施設」として相談事業を開始している。そのほか民間団体の相談窓口、行政による相談機関(女性健康支援センター、自治体の母子保健所管課、保健所・保健センター等)もある。

行政に相談して利用できる保護・支援制度は、①出産への経済的支援(助産制度⁵⁾: 福祉事務所、出産費用の直接払い制度や貸付制度⁶⁾: 健康保険組合)あるいは生活扶助等(生活保護: 福祉事務所)、②児童の社会的養護(里親委託、養子縁組、母子生活支援施設、乳児院等: 児童相談所)、③婦人保護制度(婦人保護施設⁷⁾: 婦人相談所または福祉事務所)、④ひとり親や経済困窮者に対する福祉制度等の制度・社会的資源がある。

本稿が対象とするのは、特別養子縁組制度を選択した(自身の子どもを養子に出すことを選択した)女性である。特別養子縁組制度は、子どもの福祉を目的に家庭裁判所が審判する制度である。子どもの福祉を目的にしているため、養子となる子どもは養育困難・拒否など、児童福祉法でいうところの「要保護児童」である割合が高い⁸⁾。

(2) 先行調査研究レビュー

養育困難に至った事由について、養子縁組審判の実方の事由の統計はとられていないため、周辺領域の2つのデータを見ておく。まず養育困難・養育拒否などにより遺棄・置き去りにされた子どもの事由についてみると、全国児童相談所調査で2006～2009年度3年間の遺棄・置き去り241例のうち、親が判明して遺棄時の親の状況がわかったもの176例の38.6%は生活困窮、27.8%は出産にパートナーが反対、26.7%が家族・親族等からの孤立、24.4%は若年で、22.2%は保護者自身の障害・病気があった(複数回答)(全国児童相談所長会2011)。要保護児童とみなされた子どもの事由について、最新の児童養護施設入所児童等調査によれば(2008年)、児童の主な措置理由(養護問題発生理由)は虐待が33.1%、父母の精神疾患等10.7%、父母の就労9.7%、破産等の経済的理由7.6%である(単数回答)。ただし、この2つのデータは子どもの養育が難しい背景を知ることができるが、養子縁組審判の実方の理由はこれと全く同じではないだろう。というのも、養育困難・養育拒否は虐待や遺棄に至る可能性があると予想されるが、虐待や遺棄に至る前に自らの意思で子どもの福祉のために養子縁組を希望しているともいえるからである。

(3) 本稿の課題と目的

民法において特別養子は「父母による養子となる者の監護が著しく困難又は不適當であることその他特別の事情がある場合」を要件とするが、その「監護が著しく困難又は不適當」に至った事由について検討されたことはない。養子制度や児童福祉に関する研究でも、実方について扱ったものはない。わずかに産科の領域として報告があるのみである(長池2008)。本稿では、当事者⁹⁾が養子に出すことを決めるまでの経緯を語った語りをもとに、どのような背景と意思決定があって特別養子縁組で子どもの養育を託すことに決めたのか、社会的資源へのアクセスがどのような状況だったかを分析する。本稿の意義は、妊娠・出産した自身の子を養子として親権および養育を他者に委託することになった女性の状況、プロセス、環境を初めて、かつ当事者の語りから明らかにすることにある。

3—— 調査の概要

本稿では2010年10月から2013年6月の間に筆者がおこなった15人の女性のインタビューをもとに検討する。インタビューは養子縁組に関わる団体の紹介を得、本人の了承を得て実施した。インタビューに当たっては日本社会学会倫理綱領に準拠している。プライバシーに配慮して書き起こしは個人が特定されない表現に変更した。表1に、インタビュー協力者のプロフィールを示した。この女性たちはそれぞれ背景があって養子に出すことを決めている。その背景、経緯は複合的であり、表に収めることは不可能であるため、各事例を参照いただきたい。鍵となる言葉については語られた言葉をそのまま使用したが、時間の順序に沿って語りを構成し、文章を整除した。括弧内は筆者による補足である。

4——語りデータ報告と知見

はじめに女性の状況、プロセス、環境に注目し、どのようなプロセスでどのように意思決定をおこなったのかを考察する。(人工妊娠中絶しないで)養子に出す意思を選択するには、当人の生命観、幸福観、中絶に対する考え、胎児観も大きく関連しているが、本稿ではまず実方の状況、プロセス、環境を明らかにすることを目的とし、そうした生命観、幸福観、中絶に対する考え、胎児観は、意思決定と関連する限りにおいて考察する。

まず、当事者の語りを時系列的に編集した事例を提示する。紙幅の都合から、事例から発見された「養子に出す意思決定に影響する要素」を事例の文中に示した(表2、詳細後述)。

表1 インタビュー協力者のプロフィール

ID	インタビュー時年齢	インタビュー時妊娠週数(または産後)	妊娠判明時期	直近の職業、収入源	子の父
01	23	妊娠17週	妊娠2ヶ月	販売員、内職等。妊娠時、「風俗」	交際男性(妊娠判明後に別離)
02	18	産後1ヶ月	22週0日	高校3年生	交際男性(妊娠判明後別離)
03	14	妊娠10ヶ月	22週	中学2年生	交際男性(中学3年生)
04	20	産後2日目	5ヶ月ごろ	店員	元交際男性(妊娠判明時別の交際男性あり)
05	25	産後約1週間	6ヶ月	派遣社員	交際男性(アルバイト)
06	25	妊娠7ヶ月	5週	社員	交際男性(妊娠判明後別離)
07	22	産後数日	25週	社員	元交際男性
08	28	産後1年半	2ヶ月	社員	同棲中の交際男性ではない男性
09	22	妊娠37週	6週	アルバイト	交際男性(無職)
10	18	妊娠9ヶ月	8ヶ月	「援助交際」	元交際男性(判明時別の交際男性あり)
11	23	産後数日	6~7ヶ月	資格勉強中	交際男性
12	20	妊娠9ヶ月	10~12週	求職中	交際男性(求職中)
13	23	妊娠38週	7ヶ月	「風俗、水商売」	不明(客)
14	19	妊娠33週	22週0日	専門学校生	元交際男性
15	21	妊娠22週	17週6日	「風俗、水商売」	不明(集団強姦)

表2 養子に出す意思決定に影響する主な要素

① 【フォーマルな福祉へのアクセス不能・拒否】 公的な福祉サービスにたどり着けなかった・回避した
② 【インフォーマルな福祉へのアクセス不能】 親・親族に頼れない／養育パートナーがいない
③ 【自分が養育しないことを子の最善の利益とみなす】 非血縁の親子の肯定、自分より他者の養子となったほうが経済上、家族構成上子どもが幸せ
④ 【人工妊娠中絶の非選択】 人工妊娠中絶できなかった、したくなかった、産み育てるつもりだった
⑤ 【養子縁組以外の選択肢の非選択】 ほかの選択肢(シングルマザーとして養育する、結婚して養育する、親元に戻って養育する、乳児院に委託する等)を消去
⑥ 【若年】 養育するには若年である

○数字は事例に示した数字である

【ID01】

父が再婚して、継母に髪をつかんで引きずられたり、1日家に入れてもらえなかったり、腹違いの弟妹に私のことを悪く話されたりしました (②)。19歳で裸足にジャージで家出して (②)、歩いて山を越えました。都会に出てからは店員、内職、風俗などをしていました。彼と同棲していましたが妊娠がわかってから彼に借金があることがわかって、妊娠8週のときに彼が出て行きました (⑤)。精神保健福祉センターにも生活保護にも相談しましたが、育てられないなら中絶したほうがいいといわれて、やっぱり役所は頼れない (①) と思いました。病院に行ったら、12週過ぎて中絶したら出産一時金が下りるから、そのお金でまかなえるから中絶したらどう？ と言われました。選択肢として産まないか育てるかしか考えていないようで、児童福祉施設とか保育園とか民間の養子縁組団体の紹介とか他の情報は何もなかった。中絶のお金はこれぐらいかかる、産んだってお金がかかる、みんなそういうけど、命ってお金で買えるものなんですか (④)。

妊娠しているので、風俗店が借り上げていたマンションを出されることになった。家賃も滞納していた。戸籍も住民票も健康保険も全部家出してきた家にあって (①)。自殺も考えた。自分よりこいつ (お腹の子) が優先だった (③)。一番最悪な形は殺すこと (④)。経済的に安定していてずっと子どもがほしかった家で育ててくれたら、それがこの子に一番幸せなんじゃないかって (③)。自分でなんとかやれるんだったら、そりゃ育てますわ。養子に出さなきゃいけないような環境にした自分が許せない。養子が悪いわけじゃないんです。

ID01の女性は、不適切な養育 (マルトリートメント) を受けて育ち、家出したことで、妊娠・出産・育児にあたり、親・親族を頼る選択肢がなく (②)、住民票が現住所になかったために公的福祉サービスにアクセスしづらい状況 (①) だったことがわかる。中絶費用と出産・育児費用を天秤にかける周囲に対し抵抗感を感じ、「命はお金で買えない」「最悪なのは殺すこと」「お腹の中の子が優先」だから人工妊娠中絶を想定していない (④)。お腹の子の父親は借金を知られて出て行き、自身も妊娠中であることにより職と住まいを失うことになった。「この子の一番の幸せ」 (③) と考えて、最終的に養子に出すことを決めている。

【ID02】

当時付き合っていた彼の子で、私は高校3年生 (⑥) です。生理が何ヶ月もなかったので病院に行かなきゃと思っていたのですが、東日本大震災があって、病院に行けなくなりました。診察したら22週0日。あと1日早かったら中絶できたのですが、赤ちゃんも生まれてきたかったのか (④) と思いました。母は身体を痛めるからと中絶には反対でした (④)。彼は責任はとらないといいました (⑤)。育てられないので、

養子を考えました。お腹が大きくなってからは、学校も休み、県外の祖父母の家に滞在しました (①)。欠席が続くと留年になってしまいうし、周りは進路もどんどん決まっていくので焦りました。出産が近くなってから養子縁組団体の母子寮に滞在しましたが、母もちょくちょく来てくれ、出産後は祖母が退院まで一緒に病室に泊まってくれて、赤ちゃんを渡すときには名残惜しそうにしていました (②)。

ID02 の女性は出産し、すでに養子縁組みを前提に子どもの養育を養親希望者に委託している。高校生という若年のために養育が困難で (⑥)、親・親族との関係は良好であり (②は当てはまらない)、意思決定プロセスには親・親族も大きく関わっている。妊娠判明した日は、計算上、人工妊娠中絶ができなくなるその日だったのだが、女性の母親はいずれにしても人工妊娠中絶に反対した (④)。交際相手とともに養育する選択肢がなくなり (⑤)、周囲に妊娠・出産を隠すために転居したことで公的福祉サービスも受けづらくなっている (①)。②が非でも⑥があつて養子縁組に至ったことがわかる。

【ID03】

中2です (⑥)。彼は中3です。母親がお腹が大きいいんじゃないって思って病院に行ったら22週でした。中絶できるところがあればしようって言ってたけど (④)、おろせないから産むしかないって言われて、彼のお母さんが養子縁組を探してきて、親同士で養子に出すと決めました (②⑤)。親は児童福祉施設に預けるという話はなくて (⑤)、私も養子はいいいんじゃないかと思った。彼は育てる気はないみたい (⑤)。学校にも友達にも病気で休んでいるということにしています。子どもは幸せになってくれればどこに行ってもいいけど (③)、私が将来結婚して子どもを産んだら、この子は育てられないのにこの子に悪いですね。

ID03 の女性も若年である (⑥)。親が意思決定の主導権をもち親同士が養子縁組を決めている (②は当てはまらない)。交際相手に育てる意思がなく、里親委託や乳児院等の社会的養護ののち家庭復帰という選択肢はなかったようだ (⑤)。「幸せになるならどこに行ってもいい」と他者による養育に肯定的でもある (③)。ID03、02ともに若年 (⑥) である場合は、②が非であっても養子縁組に至っている。

【ID04】

20歳です。病院に行ったらただの生理不順だと言われて薬飲んで仕事してました。去年19週で中絶してて、前の妊娠と同じ症状のように感じて検査薬したら妊娠してました。別れてた彼に言ったら携帯の番号も変えられて音信不通になりました (⑤)。たぶん計算的におろせなくなってるし (④)、今彼氏がいて (自分の子ではないと) 知ってて育てるのは無理 (⑤) だなんて思って。

前の中絶はちゃんと彼と二人で向き合って決めたんですけど、結婚して二人で育てようという話だったのに彼にまだ子どもに自由を奪われたくないと言われて無理だなと思いました。父親は最後の最後まで産めって言ってましたし、(前の中絶がそうだったので今回) もう親には絶対言えないと思いました (②)。

今回中絶できる時期に気づいてもおろしていないと思います (④)。もう気持ち的にちょっとやれないですね。夢に出てくるし、ごめんねごめんねと思って落ち込むし一生忘れられないしうつ病になるんじゃないかと思いました。中絶はもうしない (④)。(中絶して) 殺してしまうぐらいだったら、他に預けて幸せになってもらったほうが (③)。

前の中絶のときも私のきょうだいも離婚して子どもをつれて戻ってきていた (②) のもあり、子どもの後々の経済的なことを考えると育てられない (⑤) ということになったんですけど、前も陣痛を経験して普通の分娩と同じように中絶したので、どうせ同じことをするなら産んでやろうと思いました。

子どもの父親がいれば当たり前前に育てるんでしょうけど、今の彼氏と別れて一人で育てようとも思いました (⑤)。産んでみて、7:3で育てたい気持ちが強いです。でも経済的に無理 (⑤) ですね。実家に帰れなければ自分でやって仕事もしなきゃいけないし、虐待とかありそうな感じ (⑤)。施設に預けるよりも (⑤)、養子に出したほうが幸せになれる (③) と思います。

ID04の女性は、1年前に中期中絶し、中絶はもうしない (④) というのが前提になっている。週数としても人工妊娠中絶できない。お腹の子の父親とは別離していて、妊娠を伝えたら連絡が取れなくなり、二人で養育する選択肢はない (⑤)。子どもを育てるために妊娠判明時の交際相手と別れることも考えたが (⑤)、以前中期中絶していること、きょうだいが離婚により子連れで親元に戻っていることから親元に帰りづらく、実際、親にも打ち明けていない (②) ため、母子2人で生活していくことに困難を感じている (⑤)。自分で育てたい気持ちが養子に出したい気持ちを上回っているが、施設に預けるより (⑤)、「他に預けて幸せになってもらう」(③) ことを最終的に選択している。

【ID05】

気づいた時には妊娠6ヶ月は超えていた (④) と思います。昔人工妊娠中絶を経験していて中絶はもういや (④)。彼と結婚という話もあったし産んでもいいと言われたけれど (⑤)、彼はアルバイト、私は派遣社員で生活の基盤がしっかりしていなくて、好きな人の子 (④) ですが、生みたいだけではどうしようもありませんでした。妊娠9ヶ月で養子縁組団体に相談するまで妊婦健診も行っていません (①) し、生む間に保健センターに行ったら住民票が親元にあるので母子手帳がもらえなかった (①)。消費者金融も行きましたが、派遣社員では借りられなかった (⑤)。助産制度のことは知らなかった (①)。シングルマザーで親元に帰ることも考えたけれど、そのときちょう

ど家族に不幸があつてとても言えなかった (②)。彼と親元に帰ることも考えたけれど地元は仕事がない。それに父母は離婚して再婚した父がいて、父と思えない (②)。物心ついてからお父さんと言われても無理。彼のほうも母親が再婚で再婚相手を父親と思えず、愛されて育ってなくて母親とも折り合いが悪く、何年も連絡をとっていない。私は母が経済的に大変なのを見てきているし、母が仕事で忙しくいろいろな人に預かってもらって、血のつながらないお父さん、お母さん、きょうだいがいっぱいいるようで、家族って大事だなと思ってきた (③)。乳児院のことも調べたけれど、取り戻すのも大変 (⑤) と書いてあつて、幸せになってほしいので縁組して家族でいたほうが幸せだ (③) と思った。育てたくないといったら嘘になるけど。

ID05 の女性は、妊娠に気づいたのが人工妊娠中絶できる時期を過ぎていて、また過去の中絶体験から、もう中絶は嫌だと選択肢になかった (④)。交際相手と同棲していて2人で養育する環境にはあるが (⑤)、経済的環境が整わず (⑤)、助産制度も知らなかった (①)。母親の再婚相手を父と思えないために、母子で、あるいは彼も帯同して親元で育てるという選択肢もない (②)。自身の成育歴から非血縁であっても家族でいることが幸せだという価値観をもっており (③)、児童相談所の措置として乳児院に入所すると、措置解除して家庭復帰することが難しいという情報から、これを選択肢から消去している (①)。

【ID06】

結婚しない、子どもを産まないという了解で彼と付き合ってきて、避妊していたのに妊娠してしまった。つわりがあつて早く気づいたけれど、私は産みたくない、彼は中絶に承諾しないで (④)、彼が承諾したときには8週で、これから予約すると初期と中期「16~27週」の間になるからうちの病院ではできない (④) と言われました。ほかを探しても見つからなくて (④)、仕方なく母に言って紹介してもらったのに、行ってみるとうちではやっていないという。私はどうしてもお腹の中の子どもに愛情が湧かない。子どもが好きではないし育てたくない (⑤)。愛情さえ湧いたらシングルマザーで頑張るという方法もあつて、どんなに楽かと思った (⑤) けれど、産まないで中絶するというのが私の責任の取り方。私も彼も月収が5万円だし、妊娠が理由で退職した (⑤)。実家に帰っていると近所の人が不審に思う (②)。産むしかなくて彼が求職活動をしたけれど見つからず (⑤)、なのに自分が育てると言ったり、連絡が取れなくなったり。シングルマザーになるつもりで母子家庭の手当てを調べたり (⑤)、産後は働けないから半年分の家賃を前納しようと思ったりしたけれど、妊娠で仕事も辞めていた (⑤) し、実家にもいられない。役所に相談すると虐待しないか目をつけられるから相談しないほうがよいとインターネットに書いてあり、実際窓口に行ってもアドバイスをくれるだけで産んでから相談になる (①)。死のうとも思ったけれど、サイトで探して養子縁組に行き着いた。

ID06の女性は、妊娠に気づいたのが初期で人工妊娠中絶を強く希望していたが、交際相手が承諾しなかった(④)。また交際相手が承諾した妊娠8週は妊娠初期だったが、この女性の地域では、中絶手術をする病医院が見つからなかった(④)。子どもに愛情が湧かないので育てたいと思わない(⑤)。また経済的にも養育困難(⑤)だったが、シングルマザーになるつもりで児童扶養手当を調べたりして産後の環境を整えようとした(⑤)。結婚しなかったり、産んでも育てない場合、周囲に説明できず親元に帰りにくい(②)。行政に相談することを遠ざけるような情報があっただけでなく、実際に窓口に行ったら出産後しか受付できないと帰されている(①)。死のうと思ったが養子縁組に行き着いたと語っている。

【ID07】

胎動があって妊娠に気づいた。病院に行って問診表を書いたら、もう中絶できない時期(④)だからそのつもりで検査を受けるように言われた。やっぱり妊娠していて、産んで育てるしかないと思った。彼とはもう別れていた(⑤)。医師が紹介してくれた出産できる病院を受診したら、子育て支援課に連絡してくれていたようで、役所に行った(①)。母子手当、保育園などの説明を受けた。私は乳児院など福祉を利用するつもりが大きかったのだけれど、育ててみてどうしても無理だったらいつでも利用できるからと言われ、産んでシングルで育てることが前提になっていた(①)。新入社員で産休をもらうのが精一杯、シングルマザーは無理だし(⑤)、親のところには戻れない(②)。親は養子に出すことに賛成ではなかったけれど反対はしなかった。

ID07の女性は、妊娠に気づいたのが人工妊娠中絶できない時期で(④)、交際相手とも別れていたのので2人で養育する選択肢がない(⑤)。親元に戻る選択肢がなく(②)、一人で仕事と養育を両立することが困難(⑤)だと感じている。病院から行政への連携が取られた唯一のケースだったが、「育ててみてどうしても無理だったらいつでも利用できるから」と言われ、子どもの社会的養護へのアクセスが阻害されていると感じている(①)。

【ID08】

同棲していた彼はずっとニートでうまくいってなくて、子どもの父親は身体の関係から始まったバツイチの男性でした。妊娠2ヶ月で妊娠がわかって自分の中に宿った人の命、これから始まる人生が自分の手の中にある重み(④)を感じました。同棲していた彼とは妊娠がわかった時点で別れるつもりでした。相手(お腹の子の父親)は最初驚いていて、結婚も考えていましたが、結婚を考えられるような人柄ではないことがわかりました(⑤)。親には心配をかけてきたので、責められると思い、そのときは言えなかった(②)。同棲していた彼からの暴力が始まり、殺されるんじゃないかと思いました。里帰り出産したのですが、母親はどんなに貧乏しても愛があれば何とかなるからシングルマザーでも今の人と結婚してでも、自分で育てなさいといいました。

生活保護、働きながら一人で育てる、田舎に帰る、いろいろ考えました (5) が、どれも現実的ではない気がしました。児童養護施設も選択肢にありました (5) が、インターネットで自分で調べたら施設でそのまま5歳とか10歳とか、親の愛情が必要なときに施設で育つのがどういうことか調べたら、施設の方も一人ひとりに愛情をかけたいと思って務めているんでしょうけれど、明るい情報が入ってこなくて (5)。一人で育てるか、地元で親と育てるかという選択肢になりました (5)。私は田舎に居づらくて学生のときに田舎を出てきたのですが、里帰り出産したらやっぱりずっといられる場所ではなかった (5)。妊娠中に別の養子縁組団体に連絡しましたが、養子に出してからの子どもの様子を教えてくれないと聞き、そのまま出産しました。働いていた都市に戻って一人で育てることを考えたときに、待機児童の問題で預かってくれるところがあるのか、一人で働きながらでは一緒にいてあげられない、いつかは立ち行かなくなるだろう (5) と思いました。ちょうど大阪のニュース (大阪2児遺棄致死事件) がありました、人事と思えなくて (5)。子どもが2ヶ月のときに別の団体に相談をしました。団体経由で子どもの写真などを送ってくれるとのことで、幸せに暮らしていることがわかったと思いました。シミュレーションして自分が育てるより託したほうが幸せだ (3) と思いました。何不自由なく人間性も経済的にも豊かなお父さんとお母さんがいて、子どもに愛情をかけてあげられる環境が用意されている。母には子どもを捨てるようなものだといわれて、子どもを手放すことに罪悪感がありましたが、養親さんが私のことを家族だと言って下さって、初めて許された気がしました。

ID08の女性は、妊娠初期に妊娠がわかったが、「命の重み」を感じていて (4)、人工妊娠中絶は想定していなかったようだ。同棲していた男性とは別れるつもりでいたところで、子の父親は別の男性であったが結婚したいと思えるような人ではないことがわかり (5)、パートナーと養育する選択肢がなくなった。親との関係は悪くないようであるが、「地元」が本人にとって生きづらい場所だった (5)。都市で母子で生きることについては、いつかは立ちゆかなくなると、自分と2児遺棄致死事件に至った母親が重なって見えた (5)。産前を親元で過ごし、養子縁組団体に相談しているが、再度別の団体に相談したのは産後2ヶ月養育してからである。一時的にでも児童福祉施設 (乳児院等) に養育を委託することについては、子どもの視点から避けたいと考え、最終的には養子として託した方が子どもの幸せだと考え、またその幸せが確かめられることを確信したときに委託している (3)。

【ID09】

高校を中退してバイトをしていた。妊娠は初期に気づいて検査薬で確かめた。できちゃった婚で結婚することも考えた (5) けれど彼は収入がなくて、親は厳しくて実家に戻って子育てする感じではない (5)。中絶は、掻き出すとか麻酔とか怖いから、するつもりはなかった (4)。相手も喜んでくれた妊娠 (4⑤) だし。育てられなくて

申し訳ない。養子に出すことにして、それから彼とはメールでやり取りして別れた。親は1年近く家出をしたときにも、どこにいるか知ってて迎えに来なかった (②)。自分で決めたこと、社会人としてしっかりしなさいというタイプで、私が妊娠していることや養子に出そうとしていることは知らない (②)。

ID09の女性は、交際していた男性の子で相手も喜んでくれ、結婚も考えた (⑤) とのことで2人で養育する環境にあり、人工妊娠中絶は考えなかった (④)。しかし交際相手に仕事がなく、自分も妊娠出産で無職になると経済的に立ち行かない (⑤)。親を頼れると感じておらず (②)、養子に出すと決めて、結果的に交際相手と別れることになってしまった (⑤)。

【ID10】

おかしいから病院に行けと今の彼にいわれて、妊娠がわかったのは妊娠8ヶ月 (④)。彼と出会う前の子 (⑤)。中期中絶をしたことがあって、今回の妊娠も中絶できる時期ならしていたと思う。私は母の再婚相手を父親とは思っていない (②)。無意味に厳しくて叩かれたこともある。16歳で結婚したけど相手がDVで離婚した。友達の家を転々としてきて (⑤)、今まで援交しかしたことがない (①)。

ID10の女性は人工妊娠中絶できない時期に妊娠がわかり (④)、お腹の子の父と現在の交際相手が異なるために、2人で養育する選択肢から遠い (⑤)。母親の再婚相手を父親と思っておらず、暴力も受けたため、親元に戻ることを選択肢にしていない (②)。「援助交際」を生きる手段にしてきたことは、妊娠・出産によって収入が絶たれることだけでなく、福祉サービスへのアクセスを遠くするだろう。妊娠に至った経緯や職業、胎児認知、婚姻の可能性について聴取されるからである。

【ID11】

妊娠6、7ヶ月ごろに妊娠がわかった (④)。その前から母親に検査するよう言われて妊娠検査薬をしていたけれど、マイナスと出ていた。病院では問診で中絶のところに○をしなかったからか、事務的で何か情報がもらえるわけではなく、次の受診までに分娩予約を入れるように言われた。

学校で中絶のビデオを見たので、もし中絶できる週数でも、中絶はしていないと思う (④)。

彼も若いけれど結婚を前提にしている、結納、住むところ、病院も決まって親も挨拶に来たりした (⑤)のに、彼の母が息子の子かと言い出して、私の母が怒ってしまった。シングルマザーではやっていけないので、母が養子縁組を調べてきたけれど、手放して子どもと一生会えないのも、シングルマザーも自信がなくて、でき婚でやっ

ていきたいのに彼は謝ってくれなくて、お腹の子と死のうと思いました。駆け落ちしても(2)と思いましたが、家電も買わないといけない。私だけがかわいいと思っても、周りに祝福されなかったら(3)。

病院代も出せないし、進学したばかりの学校も妊娠がわかって退学していました。福祉関係は本人が行かないといけないのだけど、家を一步も出られない(1)。生まれるまでのお金があったら乳児院に入れても思いましたが、出生届も出せない、分籍も行けない状況で、制度をつなぐ方法がありませんでした(4)。調べても、現実を見たら、無理だ、と思いました。

ID11の女性は妊娠検査薬を使っていたが、妊娠が確定されたのは人工妊娠中絶できない時期である(4)。しかしもしできて人工妊娠中絶はしていなかったらと語り(4)、交際相手と結婚の話も進んだ(5)。しかし結婚が頓挫してしまい、交際相手やお腹の子を選ぶことは親と決別することになる(2)。交際相手と駆け落ちすることも、シングルマザーも難しく、乳児院も考えたが(5)、「制度をつなぐ方法がなかった」(1)と語っている。

【ID12】

妊娠がわかったときは、私も彼も求職中だった。つわりが始まり求職活動もできなくなった。就職したら、できちゃった婚ということで、結婚できるし産めるし親に言える。就職していなくて何も決まっていないので親には言えない。決まるまでは母子手帳も取れないし、妊婦健診補助券もお金もないので妊婦健診も行けない(1)。役所の窓口は友人がしているので行けなかった(1)。

就職して結婚して産むことを考えていたので、中絶も決まらない(4)。中絶費用も貯まらない。妊娠6ヶ月になり、お金がないけど、(もう中絶はできないから)一緒に育てるしかないよねということになった。健診は母子手帳を取る前に12週で始めて行って、それ以来行っていなかった。

実家か彼の家で親を頼って育てることを考えたけれど、実家にいたら生活保護を受けられない(1)。出産して、子どもが小さいときはお金も要らないけれど、その後のことを考えて養子に出そうと彼に言った。中学、高校、大学や専門学校とお金がかかる。このスタートの切り方では幸せになれないと思った。現実的に考えて育てるのは無理だと思った。

私自身、親のできちゃった婚でお金に苦勞するのを見てきた。私には下にきょうだいがいて、きょうだいが進学して、私の学費が払えなくて大学を中退した(2)。それで求職中だった。お金がないと夫婦がギスギスするし、親が幸せになれないと血のつながりがあっても子どもも幸せになれない(3)。乳児院に入れるのは子どもがかわいそう(5)。

親には話していない。ばれるので健康保険の出産育児一時金も申請しない(1)。

この間、彼の就職が決まったけれど、今だけよくても長いこの先幸せになれないから、養子縁組はやめない。親が若いとか、でき婚はだめ。共働きじゃないと子育てはできない。安定してないとだめ。その先苦労する。大学に入れてあげられない。養親は大切に育ててくれると思う (③)。

ID12の女性は、就職が決まったら、「できちゃった婚」として親に言えて結婚・出産ができるが、彼女も彼も就職が決まらない。産むつもりなので中絶も決まらないし、決まらないので母子健康手帳の取得もできず、妊婦健診にも行っていない。決まらないので親にも言えず頼れない (②)。親元にいたら生活保護が受けられないし (①)、定位家族に経済的ゆとりはない。自身が親の経済的問題で大学を中退し就職に苦労していたこともあり、「この先苦労しないために」 (③) 養子に出すことを選択している。

【ID13】

出血もあって生理だと思っていたのに、妊娠7ヶ月だった (④)。自分が作った借金のために風俗をしている (①)。親には言えない (②)。お客さんの子だと思うけれど、誰の子かわからない。私の嫌いな人種の子だから、かわいいとは思えない (③)。

ID13の女性は切迫流産だったのだろうか、出血があって妊娠だと思っていたために、人工妊娠中絶は選択できなかった (④)。借金のために性産業に従事していた。客の子どもであるため共に養育するパートナーはおらず、お腹の子に愛着を感じない (③)。借金、性産業、客の子、ということで親を頼ることができないし (②) そもそも愛着を感じないことによって、福祉サービスは選択肢になく、親権を終了する養子縁組に帰着している。

【ID14】

出血もあって生理だと思っていた。妊娠検査薬で反応が出て、病院に行く前に母親には言った。22週0日で中絶はできなかった (④)。あと1日早かったら中絶できたけど、赤ちゃんは生きたかったのかな、強い子なのかと思う。彼氏とはもう別れていたけど、彼が結婚するつもりなら結婚する (⑤)とか、母の養子にして育てるとか、いろいろ話した (②)。養子は捨てるというイメージがあって最後の手段だった (⑤)。彼に話したら本当に俺の子かと言われて、もう認知もいいやと思った。

母も離婚してシングルマザーをしたことがあって、私の子どもは生まれたときからお父さんがいない (⑤) わけだから、養子がいいと思った。私が育てるより養親さんが育てたほうが幸せになる (③) だろうし。母が再婚して父とは血がつながってないけど、全然そんな感じしないから (③)。

ID14の女性も出血があって妊娠の確認をしたときは、人工妊娠中絶ができなくなるその

日に当たる妊娠 22 週 0 日だった (④)。彼とは別れていて 2 人で養育することは選択肢がなく (⑤)、母は自身の養子にすることも考えたという (⑤)。最終的に養子縁組を決めたのは、母親の離婚によって自身も父のない子になったことがあったこと (⑤)、母親の再婚相手との関係がよく、当事者として非血縁の親に情緒的紐帯を感じることができたこと (③) である。

【ID15】

夜明けに襲われて薬をかがされた。車内に連れ込まれてレイプされたいらしい。産婦人科の開始時間を待ってモーニングアフターピル (緊急避妊薬) をもらったけれど、妊娠していた。仕事に行けないと困るので、副作用の軽い薬に変えてもらったからだと思う。

風俗をしているので、職業をいろいろ聞かれるし、客の子でしょと言われるから警察には届けなかった (①)。繁華街で中絶ばかりしているところで先生がみつかったから、事故 (レイプ) と言わずに、避妊に失敗したからモーニングアフターピルがほしいといった (①)。

妊娠に気づいたのは 18 週ぐらい。それまで検査薬もマイナスだった。今から考えれば、妊娠していると思いたくなくて、検査薬を見る時間が早すぎたんだと思う。出血もあったしモーニングアフターピルを飲んだので、妊娠していると思わなかった。

妊娠したかと思ったときは、(処方した) 医者責める気はなかったが別の病院に行った。そこでは、中絶の斡旋をすることになるからと、中期中絶をしている病院は紹介してくれなかった。電話帳で片っ端からかけたけど、もともと受診している人しか対応しない、産めばいい、生活保護をとればいい、母子手当もある、なんで避妊をしなかった、産むしかない、うちでは中絶をやっていない、といわれた (④)。

私は父母はいなくて、引き取られた親戚に殴られて育った。リストカットや自殺未遂をして学校に行けなくなって、精神病院の閉鎖病棟に入れられた。数年たって強制退院させられて、親戚が契約してあったアパートにわずかなお金と一緒に置いていかれて捨てられた。親戚は住所も変えて、住民票も閲覧制限をかけていて、連絡が取れなかった (②)。3 ヶ月で家賃が払えなくなって、家賃を滞納して夜逃げした。ホームレスになって、声かけられて、知らない男と寝ることになっても、ホテルで寝られて助けてくれてありがとうと思った。殴られたり首を絞められたりして意識が落ちる瞬間、楽にしてくれてありがとうと思った。

自分の住民票も本籍もどこにあるかわからなかった。家賃を滞納して夜逃げしたのは犯罪だと思うから、役所にも警察にも行けなかった (①)。そのあと水商売や風俗で暮らした。

住民票も身分証明書も保険証もないから、母子手帳もとれないし、健康保険の一時金もないし、そもそも健康保険に入るお金もない。住民票がないから生活保護も受け

られない。中期中絶するお金もないし、消費者金融も借りられない (①)。

自宅で一人で産むのかなと思った。ネットで地元の妊娠SOSを見たけどメールフォームがあって送るだけで、返信で母子手当や生活保護、出産一時金がありますといわれただけだった (①)。風俗の寮を出なければならなくなって、首をくくるつもりで民間団体に相談したら真剣に心配してくれて逆に驚いた。

ID15の女性は、強姦されてすぐに緊急避妊薬の処方を受け、妊娠検査薬もマイナスで出血もあったので、妊娠に気づいた時は妊娠18週ごろだった。探したが中期中絶の手術が受けられず (④)、2次被害とも受け取れる言葉を投げられ、産み育てることを前提として生活保護や児童扶養手当など経済的福祉の情報が提供されるのみであった。行政の妊娠相談もしたがメールフォームへの返答は同様の情報のみで、表示されている電話番号は緊急避妊薬の処方病院紹介用で、他の福祉情報につながらなかった¹⁰⁾ (①)。この女性には両親がなく親族から不適切な養育 (マルトリートメント) を受けており、頼ることはできない (②)。性産業に従事していたこと、家賃滞納の末に夜逃げしたことにより、医療、警察、行政にアクセスしづらくなっている (①)。親族の不適切な養育により住民票や本籍地がどこに置かれているかもわからず、住民票がないと福祉サービスが受けられず (①)、医療にもアクセスできない。性産業に従事できなくなって住まいも失うことになり、第二種社会福祉事業届出の養子あっせん事業者への相談に至っている。

以上、15の事例を報告した。先に述べたように、紙幅の都合から、事例にはあらかじめ、15の事例から抽出された養子縁組の決定に影響する6つの要素の数字を付記しておいた。その要素は表2に示したように、①フォーマルな福祉 (例えば助産制度、母子生活支援施設、生活保護、一時的な児童福祉の利用等) にアクセスしなかった、アクセスできなかったこと。職業、妊娠に至った経緯、子の父親、養育支援の可能性等を聴取・審査されることが公的福祉や支援へのアクセスを躊躇させている (ID13、15)。子の父親との関係がなくなったり別男性との交際が始まっている (ID04、08、10)、強姦による妊娠 (ID15)、性産業の客の子 (ID13)、どうしても愛情が湧かない (ID06、13)、公的福祉による支援を受けたとしてもシングルマザーとして養育することが不可能と感じる (ID04、08、11) 等、公的福祉を受けても養育できないと女性が判断した場合には、公的福祉へのアクセスがない。相談対応の不適切さ・2次被害 (ID06、07、12、15)、個々の制度を「つなぐ方法がない」 (ID11)、公的福祉への不信感 (ID05、06) などもあげられる。②インフォーマルな福祉にアクセスしなかった、アクセスできなかったこと。親との関係が不良、親による不適切な養育により、妊娠・出産・養育にあたって親の支援が受けられないと考えることによる。フォーマルな支援もインフォーマルな支援もなければ、現実的に現代日本社会では自身で養育することはかなり困難になる。③非血縁的親子関係を肯定したり、他者の養子になったほうが子どもの幸せだと考えたりすること、④人工妊娠中絶できなかった、したくなかった、自身で (あるいはパートナーと) 養育するつもりだった、など産まない選択をしない・できな

いこと、⑤他の選択肢を消去（例えば児童福祉施設で育つことは子どもの幸せではない、シングルマザーで自分が育てても児童虐待に陥る、親元に戻る選択肢はない、等）、⑥中学生、高校生など養育するには若年（子の父親との結婚予定がない、将来にわたり養育の見込みがないため）に妊娠女性の親が公的福祉を提案せず養子に出すことを当人に提案（ID02、03）、である。

5——考察

本稿の特徴は、当人の語りを手がかりにしていることにあった。自らによる養育が困難と判断するに至った環境を当人の語りから捉えると、複合性、当事者性、プロセス性の3点が浮かび上がる。上述の養子縁組の決定に影響する6つの要素をもとに考えてみたい。

「複合性」は、要素が複合的に絡んでいることである。性産業に従事していた女性が行政や公的福祉にアクセスしていないか躊躇していたのは先述の通りだが、性産業従事の背景として、本稿の事例では1例を除いてすべてに定位家族からの被害があって複合的だった。定位家族からの被害は、住民票が居住地にない事由ともなり、さらに公的福祉・母子保健へのアクセスのしづらさにつながっている（ID01、15）。ID10は妊娠時18歳未満だから、公的福祉につながろうとすれば、親元に戻されるだろう。未成年あるいは親の被扶養家族となっている場合は、親にわかることを恐れて妊娠届・母子健康手帳の取得、出産育児一時金の申請を諦念している（ID12）。

居住地に住民票がないことによる公的福祉へのアクセス低下は、DVやストーカー、ホームレスおよびネットカフェ難民や友人宅やホテルを転々とする住所不定者などの場合と同じ構造である。養子に出すことに決めた女性たちの中には、成育歴や生活履歴、経済状況が厳しく、フォーマル／インフォーマルな養育支援が得られないために養子に至った人があり、アンダークラス、社会的弱者、女性の性産業、親という資源がない社会的養護出身者に関する議論との重なりが発見される。飯島（2011）は住居家族経歴とホームレスの関連を明らかにした。また、女性は路上生活でない形のホームレスとして存在しがちであることが指摘されている（丸山2013）。鈴木（2010）は「福祉を拒絶」し売春で生計を立てる女性を「隠れ破綻」と呼んでいる（鈴木2010p.124）¹¹⁾。養子に出す女性との重なりがあるが当人の経済的ないし社会関係上の脆弱性だけでなく、③④もあるから、社会経済的地位が高ければシングルマザーになれて低ければシングルマザーになれなくて人工妊娠中絶するか養子に出すというように社会経済的地位によって分岐するのではないことに気づく¹²⁾。

2点目は、当事者性である。児童福祉として乳児院、児童養護施設、里親等の社会的養護があるが、子どものために施設養育を避けたいと考え、あえて公的福祉にアクセスしていなかった（ID04、08、12）。また、行政や他の組織にアクセスしたときに、産み育てることを前提に児童扶養手当や保育園の情報が提供されたり、育てられないなら人工妊娠中絶が勧められたりしたときに、女性たちは諦め、次のアクセスへのハードルが高くなっていた。「相談したら目をつけられる」という理由で相談しないことは、福祉供給主体から見れ

ば誤信や誤解、流言飛語、普及啓蒙不足と捉えられるかもしれない。しかし、当事者性が看過されてきたのではないだろうか。『出会い系のシングルマザーたち』(鈴木 2010) に登場した、性的サービスによって対価を得て¹³⁾ 子どもを育てている女性たちは、経済的困窮によって子どもが児童相談所に保護され児童福祉施設に措置されることを「子どもが奪われる」「子どもを施設にとられる」と捉え、恐れていた(鈴木 2008=2010p.78,79)¹⁴⁾。当事者視点からは「保護」「社会的養護」と理解されるとは限らないことを示している。

3 点目は、女性たちは選択肢を取捨選択したり、その過程でも様々な出来事と遭遇しながら養子縁組に至ったというプロセス性である。養子に出すというと、人工妊娠中絶もそうだが、「望まない妊娠」(予定外の妊娠、不慮の妊娠)の結果だと考えられがちである。最初に述べたように、養子縁組の実方の事由の統計はない。周辺領域として、要保護児童の発生事由および遺棄・置き去りの事由では「望まない妊娠」がその背景にあると述べられている¹⁵⁾。しかし、結果的に「望まない妊娠」とラベリングされたとしても、プロセスを見ると妊娠の判明から養子縁組を決めるまで一貫して「望まない妊娠」とされる事例ばかりではないことがわかるだろう。例えば ID08 の女性は「命の重み」を感じて妊娠を継続、「託したほうが子どもが幸せだ」と判断して決定している。「彼と結婚という話もあったし産んでもいいと言われた」「好きな人の子ですが、生みたいだけではどうしようもない」(ID05)、「相手も喜んでくれた妊娠」「できちゃった婚で結婚することも考えた」(ID09)、「でき婚でやっていきたい」「私だけがかわいいと思っても」(ID11)、「就職して結婚して産むことを考えていた」(ID12) と語った例などから、結果として結婚・養育に至れば妊娠先行型結婚になり、中絶・遺棄や虐待・養子縁組に至れば「望まない妊娠」とラベリングされることがわかる。しかし望見性は変化しうるプロセスの中にある。

6 — 今後の課題

湯浅 (2008) は貧困の背景には①教育課程からの排除、②企業福祉からの排除、③家庭福祉からの排除、④公的福祉からの排除、⑤自分自身からの排除、の「5重の排除」があるとし、売春(ワリキリ)女性 100 人の聞き取りをした荻上はさらに①ジェンダーによる排除という追い打ち、②社会問題からの排除という追い打ちという「2重の追い打ち」が襲いかかっていると指摘した(荻上 2012p.93-95)。本稿の語りにも公的福祉にも私的福祉にもたどりつけなかったから養子に出した、社会的排除という共通点は見出せるが、一点異なるのは、養子縁組に出す場合、「私が育てるより養子に出したほうが子どもが幸せになる」という当事者の観点からの意思決定要素があることが少なくないことだ(少なくとも 7 事例、ID01、03、04、05、08、12、14)。ただ排除の結果として養育不能による養子縁組があるのではなく、天秤にかけた上で“子どもにとって”ベターである選択をしたと語っている。本稿では、養子縁組に至る意思決定に焦点を当てたため、その要素として浮かび上がる「自分が養育しないことを子の最善の利益とみなす」のみ取り上げた。しかし実際に女

性たちの語りには、人工妊娠中絶への感情、胎児（「赤ちゃん」「命」「この子」「こいつ」）への感情、「血がつながらない」親子や「幸せ」に対する考えなどが豊富に語られている。養子縁組に出すことにした女性たちがもつ生命観、家族観については、別稿に改め取り組みたいと思う。

また本稿では、福祉政策や制度改善などの実利的な議論を詳細にはおこなわなかったが、意思決定にプロセス性があるにもかかわらず、親きょうだい友人にも行政や支援団体にも相談しておらず、意思決定プロセスに伴走者がいない事例が少なくないことがわかった。福祉の実務に置き換えて言えば、先に若干述べたように、福祉サービスにはワンストップ型の伴走者¹⁶⁾が、女性と相互作用しながらニーズを見立て、必要なサービスにつなげていくことが求められているということになるだろう。

〈注〉

- 1) 重大事犯とは、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪。少年法でいう少年とは非行時14歳以上19歳以下。
- 2) 民法で規定されているのは縁組行為であるため、縁組によって養親となる（口語では養子を取る）ことを「養子をする」といい（第792条）、養親は「養親となる者」、縁組後は「養親」という用語が使用されている。養子本人は「養子となる者」（第797条）、縁組後は「養子」、養子に出す者は「養子となる者の父母」（第797条）、縁組後は「養子の実方の父母」と表されている。本稿では、妊娠・出産して自らの子を他者の養子にする女性に焦点を当てるため、「養子となる者の父母」という表現は適切ではない。親族社会学、文化人類学、民俗学の用語法にならない養子の実方の縁組行為を「養子に出す」、養子の養方の縁組行為を「養子を取る」、養子から見た縁組行為を「養子になる」と表すことにする。
- 3) 審判の申立を受理した「新受」数であり、特別養子縁組の認容数、離縁数の別は公開されなくなった。最後に年報で報告された1995年では新受558件で認容521件だった。却下の多くは制度の誤認による申し立てだという（例えば継子を特別養子にする申し立て）。
- 4) リストが発表されていないため全容が把握できないが、県内全会員に「妊娠等の悩み相談窓口」表記の看板送付をおこなっている県もあり、数百に及ぶと推測する。

日本産婦人科医会作成「妊娠等について悩まれている方のための相談援助事業連携マニュアル」（2011年10月）によれば、受診者のいわゆる「社会的ハイリスク」群をスクリーニングすること、非受診者の相談に応じること、「未受診妊婦」への受診勧奨をおこない、必要に応じて（院内の「安心母と子の委員会」経由で）地域の要保護児童対策地域協議会（要対協）につなぐ（要対協から福祉事務所、児童相談所、警察、婦人相談所、保健センター・保健所へ）。ちなみにドイツでは法的に人工妊娠中絶前に妊娠葛藤相談をすることが義務付けられているが、妊娠葛藤相談をおこなう相談所は、福祉供給主体、教会、保健所であり、人工妊娠中絶をおこなうことができる病医院は妊娠葛藤相談所に含まれていない。

- 5) 助産制度は児童福祉法第36条に定められた制度で、経済的理由で病医院・助産所に入院して出産することができない妊産婦のために、自治体で指定された助産施設で出産すれば、世帯の状況により計算された負担額で出産できる。生活保護を受けている場合も、他法優先の原則から、生活保護法に定める出産扶助ではなく、助産制度を利用する。助産制度利用の審査を受けるためには、住民票のある自治体に、母子健康手帳の写し、所得証明書、健康保険被保険者証、助産施設が発行する出産予約証明書を提出する必要がある。

- 6) 出産費用の貸付制度は、出産費用の当面の支払いのために、健康保険組合が支払い予定の出産育児一時金の80%までを無利子で貸し付ける制度である。出産費用の直接支払い制度は、出産費用の準備をしないよう、健康保険組合から病院に直接出産育児一時金を支払う制度である。
- 7) 婦人保護施設は売春防止法第36条に規定されている婦人保護施設である。売春防止法では、売春をおこなうおそれのある女子を要保護女子と呼んでおり、養育困難環境にある女子を対象には謳っていない。また2001年に配偶者暴力防止法により、配偶者からの暴力の被害者の保護をおこなうことが明確化された。内閣府のホームページによれば、家庭環境の破綻や生活の困窮など事情により社会生活を営む上で困難な問題を抱えている女性も保護の対象としているとある。
- 8) 民法では「父母による養子となる者の監護が著しく困難又は不相当であることその他特別の事情がある場合において、子の利益のため特に必要があると認めるとき」、すなわち「子の利益のための特別の必要性」があるときに特別養子が認められるとされている(第817条第7項)。またいわゆる普通養子の場合も養子が養親となる者の直系卑属ではなくかつ未成年である場合は、家庭裁判所の許可を得なければならない(第798条)。特別養子縁組は民事であり、実方と養親が直接やり取りして家庭裁判所に申し立てること(例えば代理出産の場合)や親族等第三者が介在して申し立てることもある。

児童福祉法に定められる要保護児童とは「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童」である(第6条第1項第8号)。したがって、養子となる子どもは必ずしも要保護児童ではなく、実際、特別養子縁組の審判には、代理出産により出生した子どもなど、養親の特別養子となる「子の利益」も含まれている。しかし全体的な趨勢としては、要保護児童とみなされる子どもが大半である。最高裁判所司法統計によれば、2011年の特別養子縁組受付件数は425件である(審判の結果の内訳不明、受付のうち数ケースは却下・取り下げに至ると推察)。厚生省が発表している2011年度の要保護児童の措置解除のうち事由を養子縁組とするものは303件だった。児童相談所は必要と判断した場合子どもを保護し、乳児院、児童養護施設等の児童福祉施設あるいは里親、ファミリーホームなどの家庭に児童を措置する。措置された児童が養子縁組によって養親の実子になった場合には、措置が解除される。特別養子縁組は、継続反復する場合は第二種社会福祉事業として都道府県に届け出ることになっており、2011年度は15団体の届出がある。この届出団体の同年の養子縁組成立数は127件だった(おそらく数ケースは措置解除数と届出事業者による成立数が重複していると推察)。

- 9) 「当事者」は当該の経験を直接的にした人と定義できるが、本稿では妊娠した女性本人だけを指すものとする。
- 10) かつこの相談事業の場合は、メールの返信は1週間以内で緊急対応は全くできない。
- 11) 「目に見える破綻」は貧困を理由に子どもを児童養護施設などに入所させること、生活保護を受けそれが周囲に知れること、借金を返せず自己破産すること(鈴木2010p.124)。
- 12) 最初に述べたように本稿では人工妊娠中絶が議論の主題ではないので、シングルマザーになれるかなれないかにかかわらず(あるいは有配偶で)人工妊娠中絶する経路があることについては割愛する。
- 13) 本稿の主題から離れるので詳しい議論を控えるが、「性的サービス」という語句もまた当事者の視点ではない。「ワリキリ」「ウリ」(売春)という表現もあれば(荻上2012)、お金を借りた(鈴木2010p.22)、「寂しかった」(同p.40)、出会った人にお金を援助してもらいそのお礼にセックスした(同p.42)、「逢ってる間は恋人のように」(同p.104)、「小遣いありで逢う」(同p.135)という表現もある。
- 14) この女性は自身が母親の身体的虐待のために保護されて児童養護施設で過ごしたが「棄てられたと思った」(p.72)「叩くママでもいいから、いっしょに暮らしたかった」(p.79)という。

- 15) 「望まない妊娠」に関する先行研究を概観すると、保健医療・思春期学分野の「予防・教育・介入」に関する研究群と「望まない妊娠」により虐待や養育放棄に至ったという虐待研究群に二分され(庄司ほか 1995、藤井 1996)、仮に「望まない妊娠」があったとして、その妊娠をした女性のプロセスや語りに焦点を当てた研究は皆無である。ちなみに人工妊娠中絶については、女性のプロセスや語りに焦点を当てた研究は散見される(例えば曾我部ほか 2000、杵淵 2006、勝又ほか 2007、日比野 2007)。

『望まない妊娠等の防止に関する研究』(上林 1994)では、妊娠から出産までに子どもの捉え方が変化することがあるため、どの時点でもって「望まない妊娠」と捉えるか検討し、「望まない」主体は子どもの父母であることを確認したうえで、操作的に①妊娠がわかったときに、赤ちゃんをほしいと思っていたかどうか、②妊娠が予定していた時期であったか、予定よりも早かったか、③妊娠が母親側のみ計画ではなく、父にも期待されていたか、④妊娠期間中、孤独感、抑うつ感、不機嫌などの感情の障害がなかったかどうか、⑤妊娠中の心身のケアに関心を持ち、出生する児のための準備に積極的であったか、⑥出生した乳児への関心、愛着が見られたか、⑦若年妊娠(20歳以下の分娩)、婚姻外の妊娠、によって「望まない妊娠」であるとした。同研究で児童虐待の被害児の分析において上記1項目でも当てはまるものを「望まない妊娠」とした場合、82.5%が「望まない妊娠」であり、望まない妊娠は虐待のリスクを高めると述べられている(藤井 1996)。藤原は「予定外の妊娠」をたずね、予定外の妊娠は妊娠がわかったときに「喜ばなかった」「相談しなかった」「中絶を1回以上したことがある」「産むか産まないか迷ったことがある」割合が高いとした(藤原ほか 2008)。藤原によれば医療機関や行政による「望まない妊娠」相談内容は、思いがけない妊娠、産みたくない・迷っている、パートナーが出産に反対、健診出産費用が負担、お金を借りたい、だったという。若年出産(10代の出産)は妊娠の受容が「困難」で「予定外の希望しない妊娠」と捉えられ、児童虐待・DVのリスク要因と位置づけられて、回避すべき問題として捉えられてきた(大川 2012)。厚生労働省が自治体に通知した「妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健・医療・福祉の連携体制の整備について」でも「望まない妊娠は児童虐待のリスクであり、また人工妊娠中絶を経験した女性の約1/3は人工妊娠中絶を複数回受けており、望まない妊娠を繰り返していると考えられる。そのため、産科医療機関においては、人工妊娠中絶を受けた女性に対して、特に留意して、適切な避妊指導等をおこなうことが望ましい」とある。

- 16) 包括型支援、パーソナルサポートという概念があるが、さらに時間軸をもったワンストップ型の伴走支援としたほうがモデルに合っている。

《参考文献》

- 飯島裕子・ビッグイシュー基金 2011 『ルポ 若者ホームレス』 筑摩書房
- 近藤日出夫 2008 「女子少年による嬰兒殺の研究」『犯罪社会学研究』(33), 157-176
- 藤原恵美子ほか 2008 『「望まない妊娠」、「妊娠葛藤」に関する実態調査及び思春期を含めた支援体制の構築に関する研究』(www.daido-life-welfare.or.jp/research_papers/20/welfare_50.pdf)
- 藤井東治 1996 「望まない妊娠の結果生まれた児」への虐待をめぐる問題—児童虐待に関する調査と考察『家族心理学研究』10(2), 105-117
- 大川聡子 2012 「若年出産がもたらす社会的経験の意義—妊娠・出産・育児を通した関係性の再構築過程」(博士学位請求論文/立命館大学)
- 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会 2012 『子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第8次報告)』
- 上林靖子 1994 「望まない妊娠で出生した児及び母親のケアに関する研究」『厚生省心身障害研究「望まない妊娠等の防止に関する研究」平成6年度研究報告集』 分担研究

- 全国児童相談所長会 2011 『「児童相談所における里親委託及び遺棄児童に関する調査」報告書』全児相
91号別冊
- 長池博子 2008 「特別養子制度からみた10代出産」思春期学 26(1), 140-145
- 庄司順一ほか 1995 「乳児院入所児の入所理由と経過—望まない妊娠で出生したと思われる例を中心に」
『日本総合愛育研究所紀要 (32), 181-185, 1995』
- 日比野由利 2007 「中絶の語りからみた女性の自己変容とケアの可能性」母性衛生 48(2), 231-238
- 杵淵恵美子 2006 「人工妊娠中絶の意思決定過程において女性が体験するアンビバレンス：バランスシ
ートの作成による検討」『女性心身医学』11(3), 224-233
- 杵淵恵美子ほか 2004 「人工妊娠中絶を経験した女性の心理経過」石川看護雑誌 vol.1
- 勝又里織ほか 2007 「人工妊娠中絶術を受けた女性の内的世界：20代前半未婚女性のデータから」女性心
身医学 12(1・2), 317-326
- 曾我部美恵子ほか 2000 「人工妊娠中絶を決定するまでの経緯と心理的变化」女性心身医学 5(2), 190-196
- 鈴木大介 2008=2010 『家のない少女たち 10代家出少女 18人の壮絶な性と生』宝島文庫
- 鈴木大介 2010 『出会い系のシングルマザーたち—欲望と貧困のはざままで』朝日新聞出版
- 荻上チキ 2012 『彼女たちの売春（ワリキリ）社会からの斥力、出会い系の引力』扶桑社
- 丸山里美 2013 『女性ホームレスとして生きる—貧困と排除の社会学』世界思想社
- 湯浅誠 2008 『反貧困—「すべり台社会」からの脱出』岩波書店